

平成25年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	建設部 管理・用地課	H25.4.1	漁港環境整備施設等 管理業務委託	2,490,600	五島市福江町1-1 五島市	県と地元市町(現五島市)との間で、荒川漁港矢ノ口地区については平成15年3月6日に、三井楽漁港みなど公園については平成5年4月1日に、三井楽漁港打折地区については平成10年4月1日に、三井楽漁港三井楽地区については平成17年4月1日に、崎山漁港については平成5年4月1日に、それぞれ管理委託の基本となる契約を締結しており、県と地元市町とで管理に要する費用の負担割合を定めている。 以上により、管理委託の基本となる契約に基づく業務委託であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号
2	五島振興局	建設部 管理・用地課	H25.4.1	港湾緑地(福江港、玉ノ浦港、富江港)管理 業務委託	5,128,900	五島市福江町1-1 五島市	県と地元市町(現五島市)との間で、福江港丸木地区については平成9年8月1日に、福江港大津地区については平成16年7月1日に、福江港大波止地区については平成18年3月31日に、玉ノ浦港については平成12年3月29日に、富江港については平成21年3月5日に、それぞれ管理委託基本契約を締結しており、県と地元市町とで管理に要する費用の負担割合を定めている。 以上により、管理委託基本契約に基づく業務委託であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号
3	五島振興局	建設部 管理・用地課	H25.4.1	福江空港消防救難活 動業務委託	38,346,000	五島市福江町1-1 五島市	長崎県知事と下五島地域広域市町村圏組合管理者との間で、昭和58年10月24日に消防協定書を締結しており、平成16年8月1日からは同組合が行っていた消防業務を五島市が承継している。 以上により、消防協定書に基づく委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	H25.4.1	平成25年度福江空港 照明施設維持管理業 務委託	14,280,000	五島市吉久木町231-1 (株)九電工 五島営業所	<p>平成24年度より一般競争入札に移行して当業務を実施しているところである。今般、平成25年3月27日昨年度より引き続き一般競争入札を実施したところ、不落という事態が発生した。</p> <p>当業務は航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保つことにより、航空機の安全かつ安定した運行を確保することを目的としている。航空灯火施設は飛行機の航行の離着陸を援助するために設置した施設であり、運行の安全性、就航率の向上を確保するために必要な航空保安施設のひとつである。そのため施設の維持管理に問題がありひとたび障害が発生した場合、航空機災害につながる恐れがある。また、復旧が遅れた場合には当該空港の利用者だけでなく、器材繰りの関係から他空港の利用者にも影響を及ぼす可能性がある非常に重要かつ困難な委託業務である。</p> <p>当該業務を実施するにあたり以下の条件を具備する必要がある。</p> <p>迅速な処理が要求されるため、島内に本店および営業所を有するものである。</p> <p>年中緊急な対応ができる電気工事士が必要である。</p> <p>航空灯火施設の維持管理またはある規模以上の設置工事の施工実績を有している。</p> <p>五島振興局管内には当該業者しか条件を具備するものはいない。併せて平成25年4月1日からも引き続き安全かつ適切な運行を行うためには、緊急に当該業務の委託契約締結を行う必要がある。</p>	第167条の2 第1項第2号 及び同項5号
5	五島振興局	建設部 河港課	H25.4.1	相の浦港自主統合補 助工事(三本松地区 耐震岸壁設計審査)	1,995,000	東京都千代田区隼町3-16 (一財)沿岸技術研究センター	<p>相の浦港に計画している耐震強化岸壁の構造設計を昨年度行っているが、同施設が技術基準対象施設であり、国の登録を受けた者の確認を受けなければならない(港湾法第56条の2の2)が、この登録を受けているのは(一財)沿岸技術研究センターのみであるため確認審査業務委託の随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	五島振興局	建設部 道路課	H25.4.17	一般県道河務福江線 道路改良工事(監督 補助業務委託)	17,220,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員へ正確に報告するもであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有するノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
7	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H25.4.22	県単繁敷地区導水管 補修工事	2,730,000	五島市岐宿町3444 (有)野口組	4月8日に昭和46年から昭和58年に県営畑地帯総合土地改良事業により設置された導水管(600mm)により漏水していると地元から通報があった。 現地確認の結果、漏水量が多量であり、漏水箇所周辺の土砂が洗掘させることにより市道、県道および隣接する畑の陥没など二次災害が想定されること。また、上水道にも利用されていることから、漏水の原因究明と併せて補修を緊急に行う必要があるため、随意契約により実施する。	第167条の2 第1項第5号
8	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	H25.4.1	平成25年度漁港環境及び海岸環境整備 施設管理業務委託	1,312,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町	安全管理対策の必要性 ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 常造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	H25.4.1	平成25年度公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理業務委託	1,837,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町	<p>安全管理対策の必要性</p> <p>・港湾施設管理者は、港湾施設の適正な維持管理を行う責めに任じられている。</p> <p>・管理瑕疵が無いとする為には、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。</p> <p>・建造物の安全確保と危険の未然防止</p> <p>・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐ為には、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的保管の両面の措置により安全の確保を図る必要がある。</p> <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができ、また、県営港湾緑地の整備の前提として、県と同程度の負担と管理責任を市町に求めることが妥当であると考えため。</p>	第167条の2 第1項第2号
10	五島振興局	上五島支所 総務課	H25.4.1	上五島支所庁舎当直業務委託	1,736,040	(個人契約2名)	<p>宿日直業務には、気象警報発令時や事故災害発生時の緊急連絡等の特殊な業務のほか、庁舎内の鍵の管理や時間外の電話対応など、重要な情報等に触れる機会もあることなど情報セキュリティの観点から、契約の相手方は信頼できる相手でなければならないため、面接等により実際に業務を行う個人の適正を判断する必要がある。</p> <p>また、上五島地区には宿日直業を本業とする業者はなく、本土から呼ぶと経費が割高となるため、随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項第2号
11	五島振興局	上五島支所 建設課	H25.4.8	主要地方道有川新魚目線道路改良工事 (監督補助業務委託3)	17,430,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	五島振興局	建設部 河港課	H25.5.10	奥浦漁港水産流通基 盤整備工事(監督補 助業務委託)	8,715,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出され た承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結 果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽 や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績 の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管 理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な 影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県 建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
13	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H25.5.28	牟田地区換地業務委 託	9,366,000	五島市福江町1-1 牟田土地改良区	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事 務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委 託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に 認めた者となっているため。	第167条の2 第1項第2号
14	五島振興局	建設部 道路課	H25.5.28	25五道緑第1号 (国)384号外4線道 路緑化維持業務委託	9,450,000	五島市福江町1-1 五島市	当業務は一般国道384号外4線の道路機能や景 観等、良好な道路環境を利用者並びに沿道住民に 提供することを目的とし、県、市が管理している植樹 帯の統一的な維持管理を行うため五島市に委託を 行っている。 市道管理者である五島市では「道路美化事業」が 推進されており、当事業を一体的、効率的に実施で きる体制が整っていることから、四季をとおして継続 した維持管理を実施することができるため、五島市 と委託契約を結ぶものである。 また、諸経費等の軽減が可能であり、民間企業に 発注するよりも安価である。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H25.6.18	大宝地区換地業務委託	18,499,000	五島市福江町1-1 大宝土地改良区	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。	第167条の2 第1項第2号
16	五島振興局	上五島支所 建設課	H25.6.24	五島振興局上五島支所建設部積算技術業務委託6	9,555,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
17	五島振興局	建設部 河港課	H25.7.19	五島振興局建設部河港課積算技術業務委託(その2)	5,145,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
18	五島振興局	建設部 管理・用地課	H25.8.9	福江港ボーディングブリッジ修繕工事	2,835,000	福岡市博多区榎田1丁目3番62号 三菱重工鉄構エンジニアリング(株)九州営業所	ボーディングブリッジ運転時の動作不良等について調査を行ったところ、機器全般にわたり故障・不具合が判明した。 博多航路は五島市民の重要な生活路線であり、早急に修繕し安全性や利便性を確保する必要があるため、当施設を製作し機器に精通しており、緊急に対応できる三菱重工鉄構エンジニアリング(株)九州営業所と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	H25.9.6	福江空港化学消防車 継続検査業務	1,991,758	五島市吉久木町1446-1 旭自動車(有)	対象車両が大型で特殊な化学消防車であることから、整備点検に要する設備・能力を有している必要があるが、分解整備用の特殊工具及び大型ジャッキを所持する業者は島内で旭自動車(有)1者のみであり、さらに、本業務が福江空港の運用時間終了後の夜間作業となり、検査体制を執ることが可能な業者は上記業者のみであるため、旭自動車(有)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項第2号
20	五島振興局	建設部 河港課	H25.11.1	五島地区港湾漁港整備 工事(監督補助業務委託)	7,455,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
21	五島振興局	農林水産部 林務課	H25.12.19	県営林間伐素材生産 販売事業	3,045,000	五島市吉田町3110番地8 五島森林組合	五島管内の県営林の入札に参加できる業者は、知事が認定した「森林整備合理化計画」の施業受託者であること。また、県営林作業入札参加資格審査申請要領による資格を有することとなっている。以上の2つの条件を満たす業者は五島森林組合のみである。	第167条の2 第1項第2号